

議案第 23 号

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年三次市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

生活保護自立支援相談員	月額 168,600 円
母子・父子自立支援員	月額 168,600 円
主任こども発達支援専門員	月額 196,200 円
こども発達支援専門員	月額 168,600 円

」を

「

生活保護自立支援相談員	月額 170,100 円
母子・父子自立支援員	月額 170,100 円
主任こども発達支援専門員	月額 197,700 円
こども発達支援専門員	月額 170,100 円

」に、

「

主任放課後児童支援員	月額 168,600円
子育て支援専門員	月額 168,600円

」を

「

主任放課後児童支援員	月額 170,100円
子育て支援専門員	月額 170,100円

」に、

「

介護認定調査員	月額 168,600円
成年後見相談員	月額 168,600円

」を

「

介護認定調査員	月額 170,100円
成年後見相談員	月額 170,100円

」に、

「

家庭児童相談員	月額 168,600円
---------	-------------

」を

「

家庭児童相談員	月額 170,100円
---------	-------------

」に、

「

診療報酬調査員	月額 168,600円
国民健康保険啓発専門員	月額 168,600円

」を

「

診療報酬調査員	月額 170,100円
国民健康保険啓発専門員	月額 170,100円

」に、

「

母子保健指導員	月額 168,600円
---------	-------------

」を

「

母子保健指導員	月額 170,100円
---------	-------------

」に、

「

保健調査専門員	月額	168,600円
診療所看護師	月額	168,600円
診療報酬請求事務専門員	月額	168,600円
健康運動インストラクター	月額	168,600円
食生活相談員	月額	168,600円
歯科衛生相談員	月額	168,600円
地域移行自立支援員	月額	168,600円
青少年育成指導員	月額	168,600円
婦人相談員	月額	168,600円

」を

「

保健調査専門員	月額	170,100円
診療所看護師	月額	170,100円
診療報酬請求事務専門員	月額	170,100円
健康運動インストラクター	月額	170,100円
食生活相談員	月額	170,100円
歯科衛生相談員	月額	170,100円
地域移行自立支援員	月額	170,100円
青少年育成指導員	月額	170,100円
婦人相談員	月額	170,100円

」に、

「

消費生活相談員	月額	168,600円
戸籍住民業務専門員	月額	168,600円
土木業務専門員	月額	168,600円
地籍調査業務等専門員	月額	168,600円

」を

「

消費生活相談員	月額	170,100円
戸籍住民業務専門員	月額	170,100円
土木業務専門員	月額	170,100円
地籍調査業務等専門員	月額	170,100円

」に、

「

栄養管理専門員	月額	168,600円
---------	----	----------

」を

「

栄養管理専門員	月額	170,100円
---------	----	----------

」に、

「

文化財業務専門員	月額 168,600円
----------	-------------

」を

「

文化財業務専門員	月額 170,100円
----------	-------------

」に、

「

スポーツ推進インストラクター	月額 168,600円
----------------	-------------

」を

「

スポーツ推進インストラクター	月額 170,100円
----------------	-------------

」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。